

審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

（中略）

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（中略）

エ 公にすることにより、本市の機関等及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社をいう。以下同じ。）の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報

（中略）

3 公開・非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。

（後略）